

○経済産業省告示第三百三十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十一号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次のように改正し、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百五十六号）の施行の日から施行する。

平成十八年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

第一号中「仕向地とするもの」の下に「並びに同令別表第二の二に掲げる貨物であつて北朝鮮を仕向地とするもの」を加える。